

障害保健福祉施策の推進に係る工程表(案)

22年改正法

障害者基本法の改正

新法

その他

平成24年2月21日

厚生労働省障害保健福祉部

骨格提言の主な事項	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1. 法の理念・目的・範囲 ・障害の有無によって分け隔て無い共生社会を実現し、地域で自立した生活を営む権利		共生社会の実現に向けた基本原則を定め、障害者の定義、施策等についても改正(平成23年8月5日～)						
2. 障害(者)の範囲 ・心身の機能の障害には慢性疾患に伴う機能障害を含む。		発達障害についても障害者自立支援法の対象とする。(平成22年12月～)						
3. 選択と決定(支給決定) ・障害程度区分に代わる支給決定の仕組み。 ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。				障害者等の置かれている環境を勘案し、支給決定を行うことを法律上明記 サービス等利用計画案の作成対象者を平成26年度末までにすべての支給決定の申請者に拡大 また、計画案において本人の意向等を勘案することを法律上明記				
		年限については調整中	区分認定データの検証等	22年改正法による実施状況等を踏まえ、障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方について検討(検討にあたっては、障害者、家族その他の関係者の意見を聴く)				
4. 支援(サービス)体系 ・障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系			重度の視覚障害者の移動支援の個別給付化(同行援護)(平成23年10月～) グループホーム・ケアホーム利用者への家賃助成を創設(平成23年10月～)					
		新体系への移行完了	研修実施	介護職員が一定の研修を受講することを要件として、たんの吸引等を実施する仕組みを制度化		住居でのケアが柔軟にできるよう、グループホーム・ケアホームを一元化		
		年限については調整中	地域の就労支援の在り方研究会	新体系移行後のデータや課題を整理し、常時介護を要する者に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他障害福祉サービスの在り方等について検討(検討にあたっては、障害者、家族その他の関係者の意見を聴く) 地域生活支援事業として、地域社会に対する普及啓発やボランティア団体支援に関する事業、手話通訳等の養成を行う事業等を追加				
5. 地域移行 ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。				地域移行支援(精神科病院等に入院している者について、地域に移行するための支援を行う。)を個別給付化 地域定着支援(単身生活の者についての常時連絡体制を整備し緊急時等の相談に応じる。)を個別給付化				
6. 地域生活の基盤整備 ・地域基盤整備10カ年戦略策定の法定化 ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本指針と整備計画を示す。				自立支援協議会を法律上位置付け。計画の策定・変更にあたっては、自立支援協議会の意見を聴くよう努める。 協議会の名称を地域の実情に応じて定めることができるようにするとともに、自治体は協議会の設置がさらに促進されるよう努めることとする。また、構成員に障害者を含むことを明記				
		第二期障害福祉計画	第三期障害福祉計画	第四期障害福祉計画				
				市町村は地域の潜在的ニーズを把握した上で障害福祉計画を策定するよう努めることとする。 障害福祉計画に医療、教育との連携に関する事項について定めるものとする。 障害福祉計画について、定期的に評価し、必要に応じて見直すよう努めるものとする。				
7. 利用者負担 ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者は応能負担を求める。		生活保護世帯に加え、新たに市町村民税非課税世帯の利用者負担額を無料化						
				・応能負担を原則とすることを法律上も明記 ・高額障害福祉サービス費について補装具と合算することで、利用者負担を軽減				
8. 相談支援 ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネート				計画相談支援・障害児相談支援と地域移行支援・地域定着支援を法定化し、個別給付化 市町村に基幹相談支援センターを設置				
				基幹相談支援センターと地域の事業者、民生委員等との関係者との連携強化 相談支援事業者の責務に障害者の立場に立った支援を行うことを明記 身体障害者相談員・知的障害者相談員に関係者との連携の努力義務を規定				
				成年後見制度利用支援事業を地域生活支援事業の必須事業化 知的障害者福祉法に市町村の成年後見等の体制整備の努力義務を規定				
9. 権利擁護 ・虐待の防止と早期発見				障害者虐待防止法の施行(虐待の禁止、国・地方公共団体の責務等)				
			差別禁止部会の開催	障害を理由とする差別の禁止に関する法律(仮称)				
10. 報酬と人材確保 ・報酬改定による、福祉・介護職員の人材確保		基金事業による福祉・介護職員の処遇改善	報酬改定で処遇改善加算(仮称)等を受け、引き続き福祉・介護職員の処遇改善が図られる水準を担保					